



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

942	令和5年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集	(総務課).....	1
943	一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課).....	1
944	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
945	〃	(〃).....	3
946	血深井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	5
947	建設業の許可の取消し	(技術調査課).....	5
948	公共測量の実施	(〃).....	5
949	公共測量の終了	(〃).....	5
950	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
951	〃	(〃).....	6
952	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	6
953	〃	(〃).....	7

告 示

和歌山県告示第942号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に基づき、令和5年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 募集期間

令和5年8月21日（月）から同年9月21日（木）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和5年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和5年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第943号

令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）

以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度ファイル暗号化システム構築及び運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市一番丁5番地
- 5 落札金額
120,700,800円（うち消費税及び地方消費税の額10,972,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年6月20日

和歌山県告示第944号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーン古屋店
和歌山県和歌山市古屋82番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
有限会社ネットワーク 代表取締役 山本秀夫
和歌山県和歌山市古屋82番地の1

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

(5) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所（敷地南側）
(変更後) 2か所（敷地南側）

4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日
- (2) 代表者 令和3年2月21日
小売業者 令和3年10月21日
- (3) から (5) まで 令和5年7月29日

5 変更理由

- (1) 届出上の代表者の変更のため
- (2) 届出上の代表者の変更及び小売業者の退店のため
- (3) 及び (4) 来客の利便性向上のため
- (5) 出入口の計画を見直したため

6 届出年月日

令和5年7月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年8月18日から同年12月18日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第945号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーデリシャスヒロ高松店

和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和3年2月21日

(3) 及び (4) 令和5年7月29日

5 変更理由

(1) 及び (2) 届出上の代表者の変更のため

(3) 及び (4) 来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和5年7月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年8月18日から同年12月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和5年7月1日退任）

職名	氏名	住 所
理事	廣畑善美	西牟婁郡白浜町富田811番地

和歌山県告示第947号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可の取消しの処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 処分年月日 令和5年8月7日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社ヒロケン
- (2) 代表者氏名 本田博則
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市古屋507番地112
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-4）第16214号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

代表取締役は、刑法（昭和40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から禁錮2年執行猶予5年の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第948号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和5年8月16日から同年9月20日まで

3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町田外地内

和歌山県告示第949号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル500）

数値地形図データ作成（地図情報レベル500）

- 2 作業期間 令和4年12月1日から令和5年5月31日まで
 3 作業地域 和歌山県田辺市及び日高郡みなべ町の一部

和歌山県告示第950号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3626	岩出市水栖字村前137番の一部、138番1の一部、140番3の一部、140番4の一部	紀の川市名手市場278番地1 幸和不動産株式会社 代表取締役 森下博美	令和 5. 7. 31	6. 00	61. 32

和歌山県告示第951号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年8月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3630	紀の川市貴志川町長原字道中181番の一部、里道	和歌山市太田三丁目3番17号 AKビル くき不動産株式会社 代表取締役 九鬼章郎	令和 5. 8. 1	6. 00	20. 15

和歌山県告示第952号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和5年8月18日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 (2) 名称 和歌山県
 (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面埋立

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線及び15の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地48

9)

北緯34度12分32.4690秒

東経135度08分29.6800秒

- 1の地点 基点から19度31分58秒 1,620.246mの地点
- 2の地点 1の地点から344度23分43秒 3.600mの地点
- 3の地点 2の地点から73度33分35秒 4.025mの地点
- 4の地点 3の地点から160度58分07秒 0.638mの地点
- 5の地点 4の地点から80度40分24秒 11.866mの地点
- 6の地点 5の地点から72度36分22秒 93.564mの地点
- 7の地点 6の地点から72度03分37秒 21.619mの地点
- 8の地点 7の地点から72度30分39秒 68.906mの地点
- 9の地点 8の地点から164度38分31秒 1.226mの地点
- 10の地点 9の地点から252度10分17秒 0.499mの地点
- 11の地点 10の地点から342度33分52秒 0.515mの地点
- 12の地点 11の地点から252度26分52秒 68.415mの地点
- 13の地点 12の地点から252度24分28秒 21.566mの地点
- 14の地点 13の地点から252度34分33秒 108.923mの地点
- 15の地点 14の地点から162度34分43秒 0.515mの地点

(3) 面積

162.33㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和2年2月18日 和歌山県指令港空第08190002号

5 しゅん功認可年月日

令和5年7月18日

和歌山県告示第953号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和5年8月18日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 岸本周平

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地48

9)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から24度45分41秒 1,748.33mの地点

2の地点 1の地点から342度30分22秒 0.71mの地点

3の地点 2の地点から72度30分03秒 15.61mの地点

4の地点 3の地点から347度48分05秒 19.40mの地点

5の地点 4の地点から69度56分10秒 1.23mの地点

6の地点 5の地点から167度48分05秒 2.20mの地点

7の地点 6の地点から257度48分05秒 0.50mの地点

8の地点 7の地点から167度48分05秒 16.65mの地点

9の地点 8の地点から164度43分31秒 1.37mの地点

(3) 面積

26.50m²

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和4年4月21日 和歌山県指令港空第10130001号

5 しゅん功認可年月日

令和5年7月18日